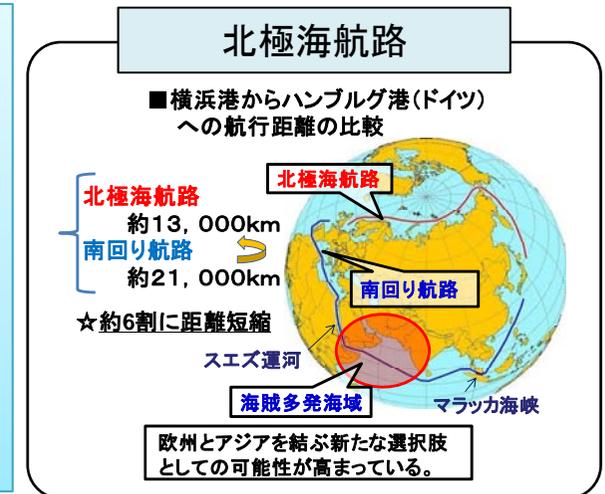


北極海航路に係る官民連携協議会

【協議会開催の背景】

- 近年、夏季における北極海域の海水面積が減少傾向にある中、北極海航路を利用した船舶の航行実績が増加している。
- 一方、北極海航路に関しては、個別の企業がその利活用の経営判断をするための情報が少ない状態にあり、政府関係者においても関連施策の企画立案のための情報収集が必要。
- 平成26年5月に関係省庁、民間企業等を構成員とした「北極海に係る官民連携協議会」を設置し、第1回協議会を開催。今般、平成26年度の航行情報の共有等を目的とした第2回協議会を開催する。



【協議会の設置目的】

- 北極海航路を利活用する当事者となり得る海運事業者や荷主、並びに行政機関が集まり、それぞれが持つ情報等について共有を図ることで、北極海航路の利活用促進に資することを目的とする。

【協議会の構成員】

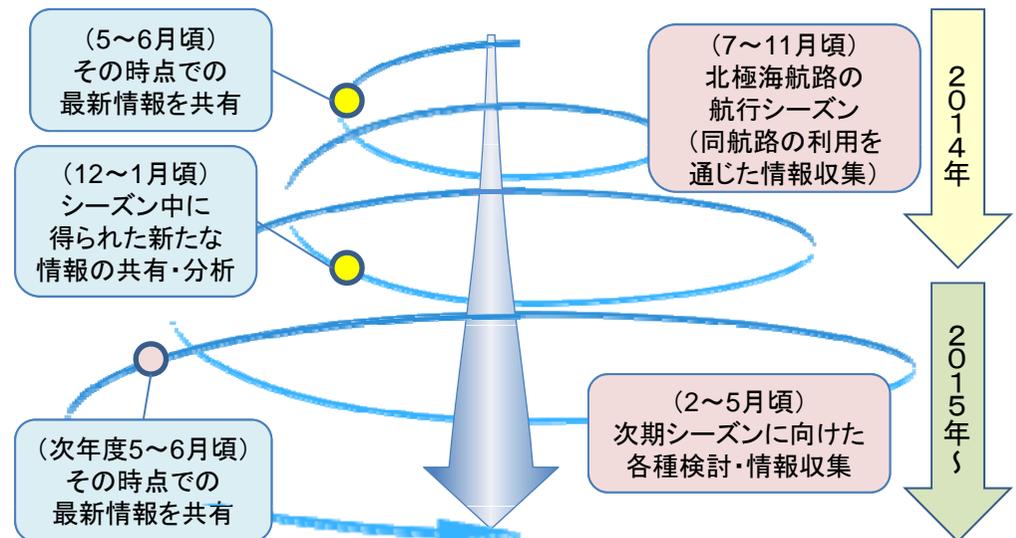
- 国土交通省関係部局 (※事務局は国土交通省総合政策局)
- 関係省庁 (内閣官房総合海洋政策本部事務局、外務省、文部科学省)
- 財団法人、社団法人等
- 民間企業(エネルギー関係、船社関係、商社関係)

【協議会の開催時期(予定)】

- 毎年5~6月頃及び12月~1月頃の年2回程度の開催を予定。次年度以降も継続的に年2回程度協議会を開催し、検討内容を深化させる。

官民連携協議会を5~6月頃と12~1月頃の年2回程度開催

(凡例) □ :官民協議会の開催 □ :期間中に関係者が行う取組



民間企業: 北極海航路に関する経営判断材料の蓄積
行政機関: 北極海航路に関する政策立案の促進